

(案)

大学入試のあり方に関する検討会議提言を踏まえた入試情報の公表について

【趣旨・背景】

令和3年7月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議」（提言）において、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすることが求められている。

大学入試のあり方に関する検討会議提言（令和3年7月8日）（抄）

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(1) 各大学の入試情報の公表

- 第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。
- このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

【対応方針】

- 提言を踏まえ、学校教育法施行規則第172条の2（教育研究活動等の公表）の情報公表の対象に「入学者の選抜に関すること」を追加。
- 具体的な公表の内容については、現在、大学入学者選抜実施要項で公表を求めているものを原則として、現時点で公表すべきもの、公表に努めるものを整理し、施行通知で明示。
※公表対象とする情報については、大学が公表可能なものや社会から求められるものが変わり得るものであることに留意し、社会ニーズ等を踏まえて必要に応じて見直していく。
- 公表事項を整理するに際しては、大学・高校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会の意見も聴取。また、省令改正の内容と併せて整理した公表事項は、令和6年度大学入学者選抜実施要項にも反映。

【施行通知で明示すべき事項について】

◆提言における公表事項と実施要項の対応状況

(○：対応、△：一部対応、×：未対応)

提言における公表事項	実施要項上の事項
①合否判定の方法基準	○
②試験問題	○
③解答・解答例や出題意図	○
④受験者数・合格者数・入学者数	○
⑤男女別等属性別入学者数（学部ごと）	×
⑥合理的配慮の提供状況	○
⑦多様な背景を持つ学生の受け入れ状況	△(※)
⑧多様な背景を有する者への支援制度	×

(※) 多様な背景を持つ学生の受け入れ状況について、障害等のある学生に係る状況に関しては、実施要項で公表を求めている。

◆実施要項上の規定を踏まえた具体的な対応

①合否判定の方法基準 ⇒ 公表

- 4 入学者選抜の公平性・公正性の確保
 (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。

※なお、①に関連する事項として、実施要項には「試験の評価・判定方法」における公表の規定があるが、実施要項と同様に「公表に努めるもの」として整理。

- 2 入試情報の取扱い
 (2) (略) また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

②試験問題 ⇒ 原則として公表

③解答・解答例や出題意図 ⇒ 原則として公表

- 2 入試情報の取扱い
 (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。
 ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
 ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

④入試区分に応じた受験者数・合格者数・入学者数

過去の年度の入学志願者数・受験者数・合格者数 ⇒ 公表に努めるもの

※大学の入学者数の公表は、既に学校教育法施行規則で規定

1 募集要項

(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

2 入試情報の取扱い

(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。

⑤属性別入学者数（学部ごと）

⑦多様な背景を持つ学生の受け入れ状況（属性ごと）

⇒ 大学の実情に応じて公表

※大学の情報公表について、学校教育法施行規則第172条の2第四号に「入学者の数」が規定されており、男女別入学者数については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成22年6月16日付22文科高第236号文部科学大臣政務官通知）により、「学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること」とされている。なお、不正入試があった医学部については、文部科学省において男女別入学者等を個別に公表している（政策的必要性）。

⑥合理的配慮の提供状況 ⇒ 公表

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(3) (略)

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

⑧多様な背景を有する者への支援制度（属性ごと）

⇒ 公表に努めるもの（新規）

※その他、直接的には入試情報には該当しないが、志願者の大学選択に資すると各大学において判断されるものは、適宜公表することとする。

なお、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成22年6月16日付22文科高第236号文部科学大臣政務官通知）により、できるだけ明らかにすることとされている。

<参考>

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第19条の2第1項（大学院設置基準第15条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第11条の2第1項、専門職大学院設置基準第6条の3第1項、短期大学設置基準第5条の2第1項及び専門職短期大学設置基準第8条の2第1項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
- 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2及び3 （略）

4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

5 （略）

○令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日高等教育局長通知）（抄）

第10 募集要項等

1 募集要項

- (5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱い

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

① 試験問題については、原則として公表するものとする。

② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

- (3) (略)

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。